

◆店頭商品 CFD 取引（アクセス CFD for Business）事前交付書面 目次

【店頭商品 CFD 取引（アクセス CFD FOR BUSINESS）取引ガイド】	- 1 -
第1章 店頭商品 CFD 取引における主なリスク	- 3 -
第2章 お取引について	- 5 -
【店頭商品 CFD 取引（アクセス CFD FOR BUSINESS）取引要綱】	- 9 -
アクセス CFD FOR BUSINESS 取引要綱	- 9 -
TRADING STATION II 注文形態	- 11 -
【店頭商品 CFD 取引（アクセス CFD FOR BUSINESS）／店頭デリバティブ取引約款】	- 12 -

【店頭商品 CFD 取引（アクセス CFD for Business）取引ガイド】

はじめに

本取引ガイドは、商品先物取引法第 217 条の規定に基づき、当社とお客様が店頭商品 CFD 取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

当社が取扱う『店頭商品 CFD 取引』(Contract For Difference : 差金決済契約) は、商品取引所のような特定の市場が存在しない店頭取引 (OTC : Over The Counter) であり、商品先物市場における取引のいずれにも該当しない店頭商品デリバティブ取引です。

また、当社が取扱う店頭商品 CFD 取引は、当社とお客様との取引契約、および当社とカバー先業者との取引契約となり、お客様とカバー先業者が直接取引契約等の契約関係になることはありません。

なお、店頭商品 CFD 取引は、預託すべき証拠金の額に比べ大きな金額でのお取引であるため、相場変動によっては損失が生ずるリスクを有しております、その損失は証拠金の額を上回ることもあり得ます。

こうした相場変動リスク以外にもシステム障害の発生リスク、当社およびカバー先業者の信用リスクにより損失が生ずるリスクがあります。

お客様は本取引ガイド、店頭商品 CFD 取引／店頭デリバティブ取引約款の内容を最後まで熟読し、店頭商品 CFD 取引の仕組み、内容、危険性等を十分にご理解いただき、取引目的等に照らし合わせた上、ご自身の判断と責任で取引を行うことが肝要です。

【店頭商品 CFD 取引のリスク等重要事項について】

- 店頭商品 CFD 取引は、取引対象である商品の価格変動を利用し、その差額を受払いする差金決済取引です。取引金額が、その取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、多額の利益が得られることがある反面、証拠金以上の多額の損失を生ずるなど、元本、収益が保証された取引ではありません。
- 売買等にかかる取引手数料は、無料です。ただし、変更される場合があります。
- 通貨および商品間の金利差に相当するスワップポイント（銅・原油・天然ガス取引は除く）には受払いがあります。
※尚、各銘柄の限月切り替え時の価格差もスワップポイントで調整する場合があります。
- 店頭商品 CFD 取引は、自動ロスカット制度を設けており、損失額が一定の水準を超えた場合にはポジションのすべてが自動決済されますが、損失の額は、お客様が預託されている証拠金の額を上回るおそれがあります。
- 相場状況の急変動等により、買値（BID）と売値（ASK）のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引が出来なくなる可能性があります。
- 店頭商品 CFD 取引は、インターネットを利用した取引である性質上、インターネット障害、システム障害または異常レートの配信に伴い、取引不能、約定の取り消しまたは注文価格から乖離した価格での約定となる可能性があり、その結果としてお客様が損失を被ることとなる可能性があります。
- お客様のご注文は、日産センチュリー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が相手方となって取引を成立させる相対取引です。
- 当社は、お客様と行う取引により生ずる当社のポジションの変化に基づき、当社に内在するリスクを減少させる目的で、他の店頭商品デリバティブ取引業者に対し、カバー取引を行います。この為、下記カバー先取引業者の信用状況の変化によっては、お客様のお取引が困難になり、損失を被る場合があります。
- 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。尚、当社は自社による自己勘定取引は、一切行っておりません。

【カバー先取引業者名】

商 号 : Forex Capital Markets LTD (フォレックス キャピタル マーケッツ リミテッド)
業務内容 : 金融行為規制機構（英国、略称 FCA）に登録されている先物取引業者

- 店頭商品 CFD 取引では、お客様からお預かりした資産は、日証金信託銀行株式会社に預託して当社の自己の資金とは区分して管理（金銭信託による区分管理保管）しております。
- 店頭商品 CFD 取引にはクーリングオフ（注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること）の適用がありません。
- お客様と当社との間で行う本取引は、商品先物取引法と関連法規制、（関連商品を含む）商品先物取引業者で構成される自主規制団体規定の行動規範並びに規則を遵守して行われます。

第1章 店頭商品 CFD 取引における主なリスク

当社が取扱う店頭商品 CFD 取引（以下、「本取引」という）は、お客様が当社に預託される証拠金の元本が保証されるものではありません。また、本取引はさまざまなりスクがありますので、以下そのリスクの概要をご説明いたします。

1. 価格変動リスク

当社が取扱う本取引は、国内の商品取引所に上場している商品価格および SPOT(スポット)商品価格を指標とし、その指標に基づき当社が提示した価格にて、お取引して頂きます。従いまして、当社が提示した価格は、国内の商品取引所に上場している商品および SPOT(スポット)商品価格を反映していますが、海外の商品取引所に上場している商品および SPOT(スポット)商品の取引価格をもって約定するということではありません。また、短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては損失を被るリスクがあります。その損失はお客様が当社に預託された証拠金の額を超える可能性もあります。本取引は、元本や利益が保証された取引ではありません。

指標とする商品取引所

COMEX/Commodity Exchange Incorporated New York	コメックス/ニューヨーク商品取引所
NYMEX/ New York Mercantile Exchange, Inc	ナイメックス/ニューヨーク商品取引所
CME/Chicago Mercantile Exchange	シーエムイー/シカゴ・マーカンタイル取引所
ICE/Intercontinental Exchange	アイス/インターベンチナル取引所

2. レバレッジ効果によるリスク

本取引は、取引総代金と比較して少額の資金を証拠金として預け入れることにより行う取引であり、レバレッジ効果のある取引となっています。従って、わずかな値動きで大きな利益を得る機会がある反面、大きな損失となる場合があります。また、その損失はお客様が当社に預け入れた証拠金を超える可能性があります。
注) 2011年1月1日に施行された「商品先物取引法」（以下、「商先法」といいます。）の完全施行に伴い2011年7月1日より、商先法施行規則第103条第5項に基づき、取扱商品全てにおいて、「レバレッジ20倍以下の規制」の適用が義務付けられました。（法人取引は除く）

3. スワップポイントにおけるリスク

本取引のスワップポイントは、異なる通貨を両替した時に発生する金利差等となります。このスワップポイントの支払いに伴い、預け入れ資産が減少し、ロスカットルールが適用される場合があります。また、各銘柄の限月切替時の価格差もスワップポイントにて損益を調整する場合があるため、価格調整によるスワップポイントの発生に伴うロスカットのリスクもあります。

4. ロスカット（自動決済）におけるリスク

本取引では、お客様の損失拡大を一定範囲に留めるため、お客様の保有ポジションを反対売買により強制決済する設定がなされています（ロスカットルール）。ロスカットルールには、お客様の損失を一定範囲に限定する効果が見込まれます。しかし、特殊な事情により、相場が一方向に急激に変動した場合、設定された価格よりもお客様に不利な価格で約定されることがあり（スリッページの発生）、お客様の意図しない損失が発生する可能性があります。また、預託している証拠金額を上回る損失が発生する可能性もあります。

5. 損失限定注文（逆指値注文）におけるリスク

通常の市場環境においては、逆指値注文は指値どおりの取引レートで約定されます。しかし、特殊な事情により、相場が一方向に急激に変動した場合、設定された価格よりもお客様に不利な価格で約定されることがあります（スリッページの発生）。この場合、お客様の意図しない損失が発生する可能性があります。

6. 流動性リスク

本取引では、主要国での祝日や、週初めの取引開始時・週末の取引終了時など、マーケットの状況によっては、価格の提示が困難になる可能性があります。また、天変地異、戦争、テロ、政変、各國政府による商品市場等の管理政策の変更及び規制等により、取引制限が生じる可能性があり、お客様のお取引が困難になる可能性もあります。

7. 相対取引リスク

本取引は、取引所取引とは異なりお客様の取引の相手方は当社となります。従いまして、当社の信用状況により損失が生じるリスクがあります。

8. 信用リスク

本取引では、当社のカバー先の実勢レートに基づいてお客様に取引価格の配信を行うため、カバー先取引業者の信用によっては、取引価格の提示が出来なくなる等により、お客様のお取引が困難になり、損失を被るおそれがあります。

カバー先取引業者

商 号	Forex Capital Markets LTD (フォレックス キャピタル マーケッツ リミテッド)
業務内容	金融行為規制機構（英国、略称 FCA）に登録されている先物取引業者

9. 分別管理の方法

当社では、お客様からお預かりした資産を金融商品取引業等に関する内閣府令に則り、日証金信託銀行株式会社に金銭信託により、当社の自己の財産とは分けて管理しています。尚、店頭商品 CFD 取引は、日本投資者保護基金の保護対象ではありません。万一当社が経営破綻等に陥った場合は、その間にお客様からお預りしました未信託の資産は、一般の債権者と同様の取扱いになる可能性があります。

10. 電子取引（インターネット取引）のリスク

電子取引システムを利用した取引の場合、お客様及び当社の通信機器の故障、通信障害、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害等により、一時的あるいは一定期間、注文の発注、執行、確認、取り消し等、お客様の取引が不可能になる場合があります。尚、当社がお客様に提供する取引システムは以下の会社が提供元であり、当該提供元の諸事情により、当該取引システムの利用に支障が出る場合があります。

取引ツール	提供元会社
Trading Station II	Forex Capital Markets LTD

11. 個人情報に関するリスク

電子取引システムにおいては、口座番号（ユーザ ID）及びパスワード等の情報が盗聴等により第三者に漏洩し、第三者が漏洩情報を悪用し、お客様に損害が発生する可能性があります。尚、口座番号やパスワード等の情報については、お客様ご自身で管理ください。

12. 関連法令、諸規則、税制の制定・変更等によるリスク

本取引に係る関連法規及び税制の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

13. 取引条件等の変更又は制限によるリスク

お客様の取引状況等により、当社の判断で予告なく、個別のお客様に対して取引条件等の変更、制限を実施する可能性があります。

上記のリスクは、本取引に伴う一般的なリスクについて記載したものですが、これが全てのリスクとは限りません。お取引の開始に際しては、取引の仕組み及びリスクについて十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。

第2章 お取引について

1. 本取引の概要

取引の方法

当社が取り扱う本取引は、インターネット専用のサービスであり、取引の方法は以下の通りです。

① 取扱商品

NY 金・銀・白金・パラジウム・銅・天然ガス、WTI 原油、ブレンド原油の 8 銘柄です。
(2014/5/1 時点)

注) 取扱商品は、予告なく増減することがあります。

② 売買単位

売買単位は 1 枚単位です。

③ スプレッド（買値と売値の値差）

売りサイド（Bid）でのレートと買いサイド（Ask）でのレートとの間にはレート差（スプレッド）があります。マーケットの状況等により拡大する場合があります。

④ 建玉の制限（保有できる建玉の上限）

建玉の制限は、原則定めません。しかし、やむを得ない事由により、建玉の制限が必要と当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく新規建玉の停止や強制的に建玉を決済することで制限させていただく場合がございます。

⑤ ロールオーバー後の金利

～オーバーナイト金利ならびに価格調整額（限月切替時の価格差）の発生～

【銅を除く貴金属取引の場合】

商品銘柄の転売若しくは買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。当社とお客様との間で行う本取引は、お取引が成立した当日が受渡日となります。当社とカバー先との取引はインターバンク間のルールを適用し、2 営業日目を受渡日とするスポット取引となります。ロールオーバーをする事でお客様ご自身が未決済玉に対して反対売買を行うまで受渡日を先送りしていきます。当社とカバー先との間の取引の受渡日が日々先送りされることで、毎日スワップポイントの受払いが行われます。スワップは、それぞれの未決済玉ごとに金額で受払いをされ、預託額に現金部分として加算又は減算されます。延長されたそれぞれの未決済玉の建値は当初の約定値が適用されたままとなります。受渡日のみが先送りとなります。

ロールオーバーは、実質的には売り付けた商品銘柄を借り入れ、買い付けた商品銘柄を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ商品の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。

スワップレートは対象通貨の金利変動や市場環境他により変動することがあり、スワップポイントは、そのため受取から支払へ変化する場合もございます。また、売り買いともに支払いとなることもあります。

【銅及び原油・天然ガス取引の場合】

当社が提供する商品は先物市場で取引されている銘柄を原資産にして価格提供を行っています。そのため、先物取引と同様に決済期日があり、保有ポジションを反対売買により決済して頂く必要があります。当社既定の日時までに決済が行われていない場合、自動的に提供レートにて決済が行われます。スワップポイントは先物取引が原資産であるため、発生致しません。なお、当社既定の決済期日につきましては、当社ホームページにてご確認ください。

⑥ 適用為替レート（コンバージョンレート）

保有ポジションの評価や決済取引における適用為替レートは、Trading Station II に表示される為替レートにて円転されます。Trading Station II 「レポート」にて円転された売買損益をご確認ください。また、上記レポート上に適用為替レートは表示されませんので、保有ポジションの評価や決済取引時に

速やかにご確認ください。

2. 証拠金について

① 証拠金の事前預託

当社における証拠金の預託時期については、お取引開始前に預託していただく事前預託とします。

② 証拠金の種類

証拠金残高	入出金、スワップポイント、実現した損益が反映されます。 証拠金残高=入金額-出金額+受取スワップ-支払スワップ+売買益-売買損
純資産	証拠金残高に、未決済ポジションがある場合の評価損益が反映されます。 純資産=証拠金残高+評価損益
維持証拠金	保有しているポジションを維持するのに必要な証拠金を指します。 取引の額（想定元本）の概ね0.1.0%の円貨（※1）
余剰金額	純資産から維持証拠金を差し引いた金額を指し、余剰金の範囲内で新たにポジションを保有する、又は本取引口座から出金が可能です。（※2）（※3） 余剰金額=純資産-維持証拠金
余剰金率	純資産に対する余剰金額の比率を示し、新たにポジションを保有する、又は本口座から出金する目安として反映されます。 余剰金率=余剰金額÷純資産

（※1）取扱銘柄ごとの具体的な維持証拠金につきましては当社ホームページにてご確認ください。

また、維持証拠金額はレバレッジを0.100倍前後（この比率は将来変更することがあります。）とするために、事前の告知なく変更される場合もありますので、証拠金額には余裕をもったお取引をお願い申し上げます。

（※2）余剰金額の計算には、指値注文分の維持証拠金及び出金予約額は含まれませんのでご注意ください。

（※3）出金依頼において、当社確認時にポジションがある場合、ご希望額を出金することができないことがございます。その際にはカスタマーサポートより連絡させていただきますのでご了承ください。

③ ロスカットライン

【ロスカット】証拠金維持率が100%以下に達した場合

※ 証拠金維持率(%)=(純資産÷維持証拠金)×100

注) 純資産が維持証拠金を下回った場合、自動的に全建玉の決済を実施します。

④ 証拠金の変動

本取引では、実際に取引し建玉を保有する際に必要となる証拠金（以下、必要証拠金という）は一定額ではありません。必要証拠金を計算する際に各商品の価格を以って計算が行われるため、相場変動により必要証拠金が増減します。一般的に価格が上昇すれば必要証拠金の額が高くなり、価格が下落すれば、必要証拠金の額は低くなります。

必要証拠金について、注文の際に必要な証拠金（維持証拠金）は、買い注文の場合は、「買」値段（売り注文の場合はその反対）で計算します。また、建玉の維持の際に必要な証拠金（維持証拠金）は、買い建玉の場合は、「売」値段（売り建玉の場合はその反対）で計算します。

⑤ 証拠金の追加差入れ

本取引では、原則として、マージンコールや追加証拠金の差入れにかかる請求を電話、ファクシミリ、電子メール等ではいたしません。お客様ご自身で口座状況を確認してください

⑥ 取扱い通貨

当社が取扱う証拠金は、現金（円のみ）となります。有価証券、外貨等で代用することはできません。

3. 取引手数料について

無料

4. 注文について

- ① 本取引のご注文は、すべてインターネット経由で行っていただきます。システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法によりご発注いただくことはできません。
- ② 本取引においては、お客様自らの意思により両建て取引をされることは可能ですが、スプレッド（買値と売値の値差）が二重に必要となることやスワップポイントに逆ざやが生じるおそれがあることなど、経済的合理性を欠き、実質的に無意味であることからお勧めいたしません。
- ③ 海外の商品取引所に上場している商品を指標とした本取引においては、お取引銘柄によって「返済（決済）期限」が異なります。

[銅を除く貴金属取引の場合]

取引銘柄の建玉決済を行わない場合、建玉毎に自動的にロールオーバーをして翌営業日に繰り越しますので、返済期限はありません。

[銅及び原油・天然ガス取引の場合]

取扱銘柄の建玉を保有し、返済期限までに決済をされなかった場合には各銘柄の清算値によって、自動的に反対売買が行なわれますので、返済期日までに転売若しくは買戻により決済していただく必要があります。なお、当社既定の決済期日につきましては、当社ホームページにてご確認ください。

5. 入金・出金

入金

維持証拠金は、新規建玉の注文を出す前に、建玉に必要な金額を入金していただきます。証拠金の入金は、当社が指定する金融機関口座へ振込むものとし、出金はお客様が登録された国内金融機関口座へ振込むものとします。本取引では、お客様からご入金いただける証拠金は日本円による現金のみで、有価証券による充当、外貨による入金はできません。入金時の振込手数料は原則お客様負担とし、出金時の振込手数料は当社負担とします。

※お客様が銀行等から振り込まれたご資金は、証拠金を受け入れる当社の口座において当社がその着金を確認した後に、本取引口座に反映されます。尚、銀行等における処理の遅延、誤操作やシステム上の不具合等による本取引口座への着金や反映確認には時間を要することがあり、その結果生じた自動ロスカット等の処理については、当社は責任を負いません。

出金

現金残高を上限とした余剰金額は、出金依頼フォームにて当社に出金予約することができます。

原則 15 時までに出金予約が行われたものは、出金予約があった日から起算して 4 営業日（銀行営業日）以内に、お客様名義の金融機関口座に原則 1 日 1 回を限度として振り込みをいたします。出金を依頼する場合、当社所定出金依頼フォームよりご依頼ください。お振込口座は、事前に当社に登録いただいた銀行口座へお振込みします。なお、1 円未満の銭単位の出金は行えません。必ず 1 円以上の出金の依頼をお願いします。

6. 契約終了の事由

以下の事由等が発生した場合、当社の判断により、本取引契約を終了させていただく場合があります。

- ① お客様が利用解除の申し出をした場合
- ② お客様が当社の店頭商品 CFD 取引／店頭デリバティブ取引約款第 26 条に該当することとなった場合
- ③ お客様が当社に虚偽の届出をした場合
- ④ お客様が本約款に違反した場合
- ⑤ 当社がお客様の本取引の利用を不適切と判断した場合
- ⑥ 当社が本取引の運営を一時的に停止または廃止した場合
- ⑦ 反社会的勢力に所属するか、または何らかの関係を有している可能性があると当社が判断した場合
- ⑧ 疑わしい取引に該当する可能性があると当社が判断した場合
- ⑨ 社会通念および倫理に照らし、取引を継続させることが困難であると当社が判断した場合

7. 租税の概要

税理士等の専門家にお問合せください。

8. 当社の概要

商号等	関東財務局長（金商）第131号 日産証券株式会社 金融商品取引業者・商品先物取引業者
本店所在地	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-38-11
加入協会	日本証券業協会・日本商品先物取引協会・(一社)金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	<p>①第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関 当社は、第一種金融商品取引業の指定紛争解決機関である特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）との間で手続実施基本契約を締結しています。</p> <p>【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）】 電話：0120-64-5005</p> <p>②第二種金融商品取引業務に係る苦情処理措置及び紛争解決措置 当社は、一般社団法人金融先物取引業協会（F I N M A Cに業務委託）を利用する措置を講じております。</p> <p>【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）】 電話：0120-64-5005</p> <p>③商品先物取引業務に係る苦情処理措置及び紛争解決措置 当社は、日本商品先物取引協会 相談センターを利用する措置を講じております。</p> <p>【日本商品先物取引協会 相談センター】 電話：03-3664-6243</p>
資本金	15億円（平成26年3月現在）
主な事業	金融商品取引業・商品先物取引業
設立年月	昭和23年1月
連絡先	<p>① 商品先物取引関係 CX 営業管理部 0120-050-633 にご連絡下さい。</p> <p>② 第一種金融商品取引関係 考查部 03-5623-4395 にご連絡下さい。</p> <p>③ 第二種金融商品取引 考查部 03-5623-4395 にご連絡下さい。</p>

【F I N M A C（フィンマック）とは】

法律に基づく公的な5団体（日本証券業協会・(社)投資信託協会・(一社)日本投資顧問業協会・(一社)金融先物取引業協会・(一社)第二種金融商品取引業協会）が連携した新たな苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・商品ファンド・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当します。

【店頭商品 CFD 取引（アクセス CFD for Business）取引要綱】

アクセス CFD for Business 取引要綱

商品名	店頭商品 CFD 取引「アクセス CFD for Business」
取扱業者	日産証券株式会社
	金融商品取引業者・商品先物取引業者
	登録番号： 関東財務局長（金商）第 131 号
	一般社団法人 金融先物取引業協会 加入 日本証券業協会・日本商品先物取引協会 加入
取引形態	相対取引
取引銘柄	<ul style="list-style-type: none"> ・金／米ドル ・白金／米ドル ・銅／米ドル ・ブレント原油／米ドル ・銀／米ドル ・パラジウム／米ドル ・WTI 原油／米ドル ・天然ガス／米ドル
注文の種類	Trading Station II 注文形態：P11 参照
取引手数料	無料
口座管理料	なし
取引単位	1 取引単位の整数倍(銀／米ドルは、50 の整数倍単位となります。)
レバレッジ	100 倍
発注方法	専用システムによるオンライン発注※電話・FAX・メールでの取引及び受発注は行いません。
初回預け入れ証拠金	1 円以上
維持証拠金	取引の額（想定元本）の概ね 1.0% の円貨（レバレッジ：100 倍） 維持証拠金額： http://www.nc-sec.co.jp/cfd/products/
振込先銀行	振込先情報： http://www.nc-sec.co.jp/cfd/procedure/procedure01.html
値幅制限	なし
注文の有効期限	GTC（注文が成立、又は注文をキャンセルされるまで有効となる注文）
取引時間	米国夏時間：日本時間 月曜日午前 7:00（ブレント原油午前 9:00）～土曜日午前 5:45 米国冬時間：日本時間 月曜日午前 8:00（ブレント原油午前 10:00）～土曜日午前 6:45 (米国夏時間採用期間： 3 月第 2 日曜日～11 月第 1 日曜日)
取引不可時間 【毎日】	<ul style="list-style-type: none"> ・NY 金／銀／白金／パラジウム／銅：日本時間 午前 6:00～午前 7:00 ・天然ガス／WTI 原油：日本時間 午前 6:00～午前 7:00 ・ブレント原油：日本時間 午前 6:15～午前 9:00 <p>※上記時間は米国夏時間を表示しております。 米国冬時間帯について上記に+1 時間が取引不可時間帯となります。</p>
両建て注文	可能 両建ての維持証拠金については、「売り」「買い」を比較してどちらか多いポジションの維持証拠金が必要となります。 ※1
決済ポジションの指定	可能
出金について	当社指定の出金依頼フォームにて 24 時間受付 出金受付完了は原則として、4 営業日（銀行営業日）以内。
マージンコール	設定はございません。
ロスカット	ポートフォリオにあるポジションの評価損が膨らみ、「余剰金」が 0（ゼロ）になった時点、または 0（ゼロ）を割り込んだ時点で、全てのポジションが強制的に決済されます。また、維持証拠金額の変更に伴い、「余剰金」が 0（ゼロ）以下になった場合にもロスカットが執行されます。
スワップポイント	ポジションを翌日にロールオーバー（建てたポジションを、日を持ち越して継続した場合）した際に付与されます。ロールオーバーは、下記の時点でポジションを保有した場合に対して、スワップポイントが付与されます。 また、一部取扱銘柄でスワップポイントが付与されない銘柄があります。 米国夏時間：日本時間午前 6:00 米国冬時間：日本時間午前 7:00
報告書	取引報告書等は、本ツール「Trading Station II」のレポートによる電子交付

休日

欧米同時休日（元日、クリスマス）等銀行間市場に準じます。

※1 両建注文は、スプレッドが二重に必要となることやスワップポイントに逆ざやが生じるおそれがあり、反対売買時にスプレッドによるコストをお客様が二重に負担を要しますので、ご理解の上お取引ください。

Trading Station II 注文形態

注文方法	内容
成行注文(ベストアベイラブル)	お客様が許容できるスリッページ幅を制限せずに発注する注文です。
成行注文(マーケットレンジ)	お客様が許容できるスリッページ幅を設定して発注する注文です。約定しようとする価格が当該設定値を超える場合、注文受付は拒否されます。
IOC 注文	発注した注文が約定と未約定に分かれて成立した場合、自動的に残りの未約定の注文をキャンセル(取消し)する注文です。
FOK 注文	発注した注文が約定と未約定に分かれて成立しようとする場合、自動的に当該注文の全てをキャンセル(取消し)する注文です。
指値注文(リミット・オーダー)	お客様が注文価格を指定して発注する注文で、お客様の注文価格が基本価格よりも有利な価格(売り指値注文の場合は基本価格のビッド価格超の値段、買い指値注文の場合は基本価格のアスク価格未満の値段)として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。売り指値注文は、基本価格のビッド価格が注文価格以上となった時点で当該注文価格またはそれ以上の価格を以って約定し、買い指値注文は、基本価格のアスク価格が注文価格以下となった時点で当該注文価格またはそれ以下の価格を以って約定します。また、同一注文価格が複数ある場合は、注文受付順位の早いものから約定処理が行なわれます。
逆指値注文(ストップ・オーダー)	お客様が注文執行のトリガーとなる注文価格を指定して発注する注文で、受注時における基本価格に対して、不利な価格が注文価格として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。売り逆指値注文は、基本価格のビッド価格がお客様の指定する注文価格と一致またはそれを下回る価格となった時点で、買い逆指値注文は、基本価格のアスク価格がお客様の指定した注文価格と一致またはそれを上回る価格となった時点で、前述の成行注文として発注されます。
OCO 注文(オーシーオー・オーダー)	お客様が決済注文を発注する場合に、2つの注文を同時に発注する注文で、一方の注文が約定すると、もう一方の注文は自動的にキャンセル(取消し)されます
IF-DONE 注文(イフダン・オーダー)	お客様が新規注文を発注する段階で、新規注文が約定してポジションが発生した場合に備えて、前もつて当該ポジションの決済注文を発注しておくことが可能な注文です。
IF-DONE・OCO 注文(イフダン・オーシーオー・オーダー)	お客様が新規注文を発注する段階で、新規注文が約定してポジションが発生した場合に備えて、前もつて当該ポジションに対する2つの決済注文を同時発注しておくことが可能な注文です。尚、当該注文は、上記で説明した OCO 注文と IF-DONE 注文を組み合わせた注文です。
トレーリングストップ	お客様が決済注文を発注する段階で、実勢レートがその発注後の最高値または最安値から反転し、あらかじめお客様が設定した値幅(トレール幅)以上不利な方向へ進んだ場合に、逆指値注文が執行される注文です。 例えば、お客様が買いポジションを保有している場合、実勢レートが発注後の最高値から反転し、設定したトレール幅の分だけ下落した時点で逆指値注文が執行されます。
ポジション選択決済注文	お客様が保有する複数のポジションから、任意のポジションを選択して決済する注文です。
ポジション全決済注文	お客様が保有する複数のポジションをまとめて決済する注文です。 尚、同一通貨のみ決済することや、全てのポジションを一括して決済することができます。

※ ご使用になる自動売買取引の設定により、注文の種類が制限される可能性あります。

【店頭商品 CFD 取引（アクセス CFD for Business）／店頭デリバティブ取引約款】

第3版 平成28年2月8日

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様と日産証券（以下、「当社」といいます。）の間で行う『店頭商品 CFD 取引』（商品先物取引法第2条第22項第5号店頭商品デリバティブ取引（以下「本取引」といいます。）に関する権利義務を明確にするために規定します。

2. CFD とは Contract For Difference の略で差金決済契約を意味します。

（電磁的方法による提供の同意）

第2条 お客様は、店頭商品 CFD 取引口座（以下「本取引口座」といいます。）で提供する書面等は、すべて電磁的方法により提供を受けることに同意するものとします。

（契約締結前交付書面の提供）

第3条 契約締結前交付書面とは、店頭商品 CFD 取引／店頭デリバティブ取引約款（以下「本約款」といいます。）及び「店頭商品 CFD 取引ガイド」を指し、当社が電磁的方法により提供するものとします。

（店頭商品 CFD 取引の締結）

第4条 お客様の契約は、契約締結前交付書面の提供を受け、本取引について理解し、危険を了知したうえで本取引を行うことに同意します。

（取引口座の開設）

第5条 本取引はお客様が法人であり、かつ以下の要件をすべて満たす場合に、本取引口座の開設を申し込むことが出来るものとします。

- (1) 本約款および「取引説明書」を読み、本取引の仕組みおよびリスクについて十分理解し、同意いただぐとともに、お客様ご自身の判断と責任において、ご自身の資金によりご自身の名義でお取引すること。
 - (2) 日本国内で登録されている法人であること。
 - (3) 当社から電子メールもしくは電話で常時連絡がとれること、および日本語による意思疎通が可能であること。
 - (4) 口座開設書類に記入し、所定の確認書類を提出いただけすること。
 - (5) 当社が定める電磁的方法による書面の交付に同意いただけすること。
 - (6) パソコンによりインターネットを利用できる環境が整っており、本システム上で本取引口座を管理することができること。
 - (7) お客様が本取引を行うことが、法令その他の規則または定款、寄付行為その他の一切の内規に違反せず、本取引を行うために必要な法令または内部の手続きが完了していること。
 - (8) 当社から金融商品取引契約に関する勧誘を受ける意思のあること。
 - (9) ご指定の振込先口座が国内に存在する金融機関であること。
 - (10) その他、当社が定める基準を満たすこと。
2. 本取引口座の開設申し込みは、インターネットを通じた当社所定の電磁的方法による手続きでのみ行うことが出来るものとします。

（取引日および時間）

第6条 お客様が本取引を利用する日および時間は当社が定めるところとします。

（取扱商品）

第7条 お客様が本取引を利用して取引できる商品は、当社が定めるところとします。

（取引手数料）

第8条 お客様が本取引により行う取引の手数料は無料とします。

（本取引口座）

第9条 本取引口座において、当該取引に係る証拠金（以下、「証拠金」といいます。）、当該取引について転売または買戻を行った場合の損益金およびその他授受する金銭は、すべて本取引口座内で処理します。

(取引対象および返済方法)

- 第10条 本取引は、海外の商品取引所に上場している商品およびSPOT（スポット）商品を指標とし、その指標に基づき当社が提示した価格にて取引されます。
2. 本取引の決済は、すべて転売もしくは買戻による差金決済とします。

(注文の指示)

- 第11条 本取引の取扱銘柄、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行については、当社の応じ得る範囲内で、お客様があらかじめ指示するところにより行います。

(注文の受付)

- 第12条 お客様は、本取引の注文を、本取引にかかる専用システム（以下「本システム」といいます。）からのみ行うものとし、システム障害が発生した場合も含め、電話、ファクシミリ、電子メール等、本システム以外の注文はできないものとします。
2. 本システムによる注文は、お客様が注文入力後、当社が入力内容を受信した時点をもって当社が受けたものとします。

(注文の変更および取消)

- 第13条 本システムを利用して行われた注文のうち、未成立の注文に限り本システムを利用して、これを変更および取消すことができます。

(注文の執行等)

- 第14条 当社が受けたお客様の注文が、次の各号のいずれかに該当する場合、当社はお客様の注文の執行を行わないものとします。
- (1) 必要証拠金が不足となった場合
 - (2) 注文の内容が本約款または当社の定めるルール等に違反する場合
 - (3) お取引開始後、お申込時に入力いただいた事項に疑義が生じた場合
 - (4) 当社より必要な事項に対し照会後、照会により回答をいただけない場合や申込事項に虚偽があつたものと当社が判断した場合
 - (5) カバー先業者が不測の事態であると判断した場合
 - (6) その他、当社が不適当と判断した場合
2. 第1項第2号乃至第6号に該当した場合、取引開始後であってもお客様の建玉をお客様の計算においてすべて決済させていただき、今後のお取引を停止させていただく場合があります。

(注文等の取次または委託)

- 第15条 お客様は、当社が本取引に関する注文および本取引に関連する事務処理を、当社との間で契約を交わした当社指定の第三者に取次または委託することを、あらかじめ承認するものとします。

(取引および金利調整額に適用する為替レート)

- 第16条 本取引にかかる取引レート、および金利調整額に適用する為替レートは、当社が指定するレートに基づき適用されるものとします。

(注文の処理)

- 第17条 本取引の約定日（以下、「約定日」という）は、お客様の注文に係る取引の成立を確認した日とします。
2. 注文は当社が定めた取扱時間内に限ります。
 3. 時差、取扱時刻等の関係からお客様の発注日時と約定日時が異なる場合があります。

(証拠金)

- 第18条 本取引に係る証拠金の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。
- (1) 本取引における新規の売買を成立させようとする場合は、あらかじめ当社の定める証拠金の必要額以上の額を証拠金として、当社が定める方法により当社に預託するものとします。
 - (2) 証拠金は、すべて日本円による現金により充当します。有価証券、外貨を充当することはできません。
 - (3) お客様が本取引に係る証拠金として当社に預託している金銭の引き出しを行なう場合は、当社の定める方法によるものとします。
 - (4) 本取引では適用される証拠金を変更できることとし、適用される証拠金を変更した場合は、保有建玉に対しても変更後の証拠金を適用できるものとします。

(5) お客様が当社に預託する本取引に係る証拠金は、当社の資金とは分別して管理するものとします。

(建玉の限度)

第19条 本取引による建玉の制限は、原則、定めません。しかし、天変地異、経済事情の激変、その他やむを得ない事由により、建玉の制限が必要と当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく強制的に建玉を決済することで制限させていただく場合があります。

(差金決済の時限等)

第20条 新規建玉成立後の差金決済処理については、次の各号に定めるところとします。

- (1) 転売または買戻による差金決済については、商品ごとに定める当社の指定する日時までとします。
- (2) 決済後に発生する損益金の授受は、日本円で行います。

(決済条件の変更)

第21条 天変地異、経済事情の激変、その他やむを得ない事由により、本取引について決済期日等の決済条件の変更を行う場合があります。

(取引条件の変更)

第22条 次の各号に定める本取引の取引条件は、当社の判断で変更することがあります。その場合、当社は速やかにその内容を本システムにて告知します。

- (1) お客様の本取引に係る証拠金率
- (2) お客様の本取引に係る手数料(率)
- (3) お客様の本取引に係る取引単位
- (4) お客様の本取引に係るロスカット水準
- (5) お客様の本取引に係るレバレッジ

(取引に関する通知)

第23条 お客様の本取引に係る注文の約定、建玉、証拠金等の残高は、本システムにより電磁的な方法で通知を行います。

(ロスカット)

第24条 お客様の保有建玉があらかじめ当社と同意して設定した条件(ロスカット条件)に達した場合もしくは達する危険性があると当社が判断した場合には、本取引口座内のすべての建玉をお客様に事前に通知することなく、当社にて転売または買戻しをお客様の注文として任意に行います。

(ロスカットによる未収金の発生)

第25条 前条のロスカットにより本取引口座内のすべての建玉の決済後、お預かりした証拠金以上の損失が発生した場合には、お客様は発生日当日中に当社が指定する銀行口座へ入金するものとします。

(強制決済の条件および期限の利益の喪失)

第26条 お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社は当社の任意により、お客様が保有する未決済建玉の全部または一部について、それを決済するために必要な反対売買を当社が提示する価格を用いて行うことができるものとします。また、この場合、当社からの通知、催告等がなくても本取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済いただくこととなります。

- (1) 支払の停止または破産手続、再生手続、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (2) お客様の本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発生されたとき
 - (3) お客様の本取引に係る債務またはその他一切の債権のいずれかについて差押、または競売手続の開始があったとき
 - (4) お客様の取引について、ご本人以外の第三者が行っていると当社が判断したとき
 - (5) お客様が意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が判断するに相応な事実が判明したとき
 - (6) 住所変更の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となつたとき
2. 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済いただくこととなります。
- (1) お客様の本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞

したとき

- (2) お客様が当社との本約款またはその他、当社提供サービスの取引のいずれかに違反したとき

(強制決済による転売または買戻)

第27条 お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に本取引口座を通じて行っている未決済建玉の全部または一部につき、それを返済するために必要な転売または買戻を、お客様に事前に通知することなく、当社の判断によりお客様の注文として行います。この場合、当社の判断によりお客様の注文として行った本取引における取引についての転売または買戻の結果、お客様と当社との本取引における取引は当然に終了し、かかる終了によりお客様が当社に対して負う義務は、お客様の当社に対する債務となり、催告なしに直ちにお支払いただきます。

2. 前条第1項各号のいずれかに該当し、当社の判断により転売または買戻を行った結果、損失が生じた場合、当社に対してその額に相当する金銭を直ちにお支払いただきます。
3. 金銭の支払を直ちにしていただけない場合、店頭商品 CFD 取引口座以外の取引口座（国内商品先物取引口座、海外商品先物取引口座、店頭外国為替証拠金取引口座、証券口座）に相当する金銭があると確認できた際には金銭相当額を振替処理できるものとします。

(遅延損害金の支払)

第28条 お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含む）より履行の日まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金をお支払いただきます。

(債権譲渡等の禁止)

第29条 お客様の本取引に係る債権は、これを他に譲渡、質入、権利設定等、相当する他の方法により処分することができません。

(利 息)

第30条 当社は、本取引に関しお客様が当社に差し入れた証拠金、取引による生じたお客様の売買差益金および金利調整額における金銭については、付利いたしません。

(報 告)

第31条 第26条第1項第1号から第3号のいずれかの事由が生じた場合には、お客様は、当社に対し直ちに書面をもって、その旨を連絡することとします。

(届出事項の変更)

第32条 当社に届け出ている氏名、住所もしくは勤務先、勤務先住所およびその他事項に変更があったときには、お客様は、当社に対し直ちに書面もしくは電磁的な方法をもってその旨を届け出る義務があります。

(報告書等の作成および提出)

第33条 裁判所その他公的機関（以下「公的機関等」と総称する。）から強制力のある開示の命令を受けたもの、または、公的機関等から開示の要請を受け、当該「命令」または「要請」を行った公的機関等により要求される場合には、お客様に係る本取引の取引内容その他を報告することができます。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力する義務があります。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

(免責事項)

第34条 次の各号に掲げる損害について、当社は免責されます。

- (1) 天変地異、政変、ストライキ、各種市場の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、証拠金の預け入れまたは引き出し等が遅滞し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 各種市場の閉鎖・混乱等により、当社が取引に応じ得ないことによって生じる損害
- (3) 休日または当社の取扱時間外のためにお客様の注文に応じ得ない事により生じる損害
- (4) 国内の休日または当社の取扱時間時間外のために本取引に係る諸通知が遅延したことにより生じる損害
- (5) メールまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
- (6) お客様のコンピュータや携帯端末等のハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコン

ピュータ・システム、ソフトウェアの故障、誤作動（当社の故意または重大過失に起因するものを除く）等、取引に関するコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、システムおよびオンラインの故障や誤作動により生じた損害

- (7) インターネット回線またはサーバーの障害による情報伝達不備、情報伝達遅延等により発生した損失

(通知の効力)

第35条 お客様の届け出た住所または事務所にあて、当社によりなされた本取引に関する諸通知が転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または、到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

(通話録音)

第36条 お客様は、お客様と当社社員の電話による会話について、会話のなされた時刻、会話の内容等が、当社の通話記録システムにより記録されていることを了承します。

(利用契約の終了)

第37条 次に掲げる事項に該当することとなった場合、当社はお客様に対して事前に通知した上で、本取引の利用契約を終了することができるものとします。

- (1) お客様が利用解除の申し出をした場合
 - (2) お客様が本約款第26条に該当することとなった場合
 - (3) お客様が当社に虚偽の届出をした場合
 - (4) お客様が本約款に違反した場合
 - (5) 当社がお客様の本取引の利用を不適切と判断した場合
 - (6) 当社が本取引の運営を一時的に停止または廃止した場合
 - (7) 反社会的勢力に所属するか、または何らかの関係を有している可能性があると当社が判断した場合
 - (8) 疑わしい取引に該当する可能性があると当社が判断した場合
 - (9) 社会通念および倫理に照らし、取引を継続させることが困難であると当社が判断した場合
2. 本取引の利用契約を終了する場合、当社はお客様からお預かりした証拠金の全額を登録いただいたお客様の金融機関口座に振り込むことができるものとします。

(適用法)

第38条 この約款は日本国の法律が適用され、解釈されるものとします。

(合意管轄)

第39条 お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

(本取引のサービス停止)

第40条 当社は、本取引にて取扱うサービスに対して海外もしくは日本における行政府からの命令指導が行われた場合、それに則り適切に対処いたします。その際、サービスの全部もしくは一部を停止させていただくことがあります。また、サービスを停止することとなった場合には、お客様の保有建玉を、当社が定めるサービス停止日までに反対売買により決済していただくことがあります。

2. 前項による決済において生じた損金については、お客様に帰属するものとします。

(約款の変更)

第41条 本約款は、必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を当社所定の方法により通知します。

店頭商品 CFD 取引／店頭デリバティブ取引約款
平成26年5月1日施行
平成27年4月3日改定
平成28年2月8日改定

